

東京音楽大学大学院音楽研究科 学位論文等に係る評価の基準

○学位論文等に係る評価基準

修士課程

修士論文、研究作品（修士作品）及び研究演奏（修士演奏）の成績評価に関しては、大学院音楽研究科修士課程のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に行う。

学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であり、修士論文については独創性、論理性、客観性並びに学術的意義を有しているか、あるいは研究作品（修士作品）、研究演奏（修士演奏）については専門性、独創性、創造性並びに芸術的意義を有しているかどうかを基準とする。

博士後期課程

博士論文等の成績評価に関しては、大学院音楽研究科博士後期課程のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に行う。

学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であり、より高度な専門性、独創性、論理性、客観性を有しているか、加えて研究分野において新たな知見や考え方を提示する社会的価値や学術的意義を有しているかどうかを基準とする。

○学位審査の方法

修士課程

【修士論文】

提出された修士論文の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授、准教授及び専任講師のうちから、研究科委員会において選出された3名以上の審査員（うち1名以上は教授とする）から構成される審査委員会が審査を行う。

【研究作品（修士作品）】

研究科委員会において選出された3名以上の専任教員及び指導教員から構成される審査委員会が作品審査及び口頭試問を行う。

【研究演奏（修士演奏）】

研究科委員会において選出された5名以上の教員（うち1名以上は教授とする）から構成される審査委員会が審査を行う。

博士後期課程

博士論文は、主査1名、副査4名以上（学外の有識者1名を含む。）から構成される審査委員会が、予備審査・本審査の計2回にわたって審査する。また、研究演奏又は研究作品は、主査1名、副査7名以上（学外の有識者1名を含む。）から構成される審査委員会が審査を行う。